

京都市告示第 2 5 7号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 8 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
南 第 三 経 6 号 線	南区東九条南松ノ木町121番地の 1 地 先から	旧	メートル 151.60	メートル 5.75 ~ 6.25
	同町111番地地先まで	新	151.60	8.33 ~ 23.80
日 野 経 47 号 線	伏見区日野西大道町58番地の 3 地先か ら	旧	18.60	4.50 ~ 4.90
	同町58番地の 1 地先まで	新	18.60	4.20 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)